

**維持管理計画書**

(維持管理に関しては、維持管理の技術上の基準(安定型及び管理型)による)

維持管理基準	措置
<p>1, 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>えん堤による流出防止と覆土によって飛散防止を図るとともに、外周にネットフェンスを設置する。 フィルム状の廃プラスチック類の飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行います。 ばいじんの飛散防止対策は他の廃棄物や土砂と混合して埋立てます。即日覆土を行います。また、場合によっては、散水車等による水の散布も考慮します。</p>
<p>2, 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>必要に応じ覆土を行い、防止する。</p>
<p>3, 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備え置くこと。</p>	<p>管理棟に消火器を設置する。</p>
<p>4, ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>必要に応じ薬剤散布や覆土を行い、防止する。</p>
<p>5, 囲いはみだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。(閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)</p>	<p>施設外周に有刺鉄線を設置し、出入り口には休止時施錠をし、関係者以外の進入を防止する。</p>
<p>6, 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<p>既存の表示板に変更内容の通り書き換えをし、それ以後に変更が生じた場合は速やかに書き換えを行う。</p>
<p>7, 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い、損壊のおそれがある場合又は損壊箇所が見つかった場合は搬入を停止し、原因を追求しただちに防止措置や補修をする。</p>

8, 埋立地からの浸出液による最終処分場周縁地下水の水質影響の有無を判断するため、2箇所以上から採取すること。又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1) 埋立処分開始前に地下水検査項目、電気伝導度及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。

※地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない場合にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。

(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ記録すること。

※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、測定を要しない。

(3) 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(4) 測定した電気伝導率及び塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。

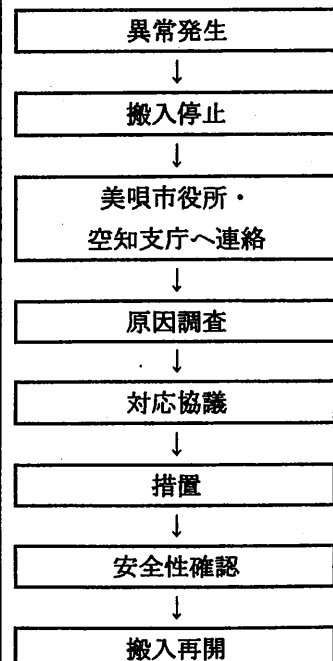
地下水は処理場周縁に地下水検査用の観測井戸を2箇所設置し、1カ年に1回以上検査を行う。

1ヶ月に1回以上測定し記録簿に記載する。

9, 地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること  
※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。

地下水の水質検査においてP3-8に示す、地下水等検査項目及び基準値の水質を超えた場合、美唄市役所、空知支庁へ連絡を行い、ただちに搬入を一時停止し、原因を追求して必要な措置を講ずる。

地下水異常時の対応フロー



<p>10, 埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>数量記録、維持管理チェックリストを廃止まで保存する。</p>
<p>11, 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。</p>	<p>施設内の平らな場所で展開検査を行い、受け入れ可能品目以外のものが埋め立てられることのないようにする。</p>
<p>12, 処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い土砂等の堆積がある場合、速やかに除去作業をする。</p>
<p>13, 通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>発生ガスに注意して、埋を行う。</p>
<p>14, 埋め立て処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>最終的に最低50cm以上覆土を行い、開口部を完全に閉鎖する。埋立後も定期的に覆いを確認し必要に応じ覆土する。</p>
<p>15, 埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>遮水工の上部に基礎砂50cmを敷均し保護する。</p>
<p>16, 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>1カ月に1回以上定期点検をし、遮水効力の底下のおそれがある場合は直ちに必要な措置を講ずる。 地震、台風時の異常事態発生直後、直ちに点検を行い、遮水効果の低下の恐れがある場合は直ちに必要な措置を講ずる。</p>

<p>17, 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的な点検を行い損壊のおそれがある場合は速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>点検項目</p> <p>①ごみの混入、土砂等の堆積の確認</p> <p>②表面のひび割れ、亀裂等の確認</p> <p>③コンクリートの剥離、鉄筋の露出等の確認</p> <p>④構造物の沈下の確認</p>
<p>18, 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>① 排水基準等に係る項目(②の項目を除く)について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>② 水素イオン濃度、BOD、COD、SS及び窒素含有量について、1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目は1年に1回以上測定し、かつ記録すること。</p>	<p>定期的な点検を行い維持管理用チェックシートにて記録をし、廃止まで保存する。</p>
<p>19, 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>※平成12.1.14までに埋立開始されたものは適用しない。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物の種類並びに保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、測定を要しない。</p> <p>(3) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ記録すること。</p>	<p>1カ年に1回以上の定期的な検査を行い管理用チェックシートにて記録し、廃止まで保存する。</p>
<p>20, 地下水等の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>※原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。</p>	<p>1カ年に1回以上の検査を行い異状が認められた場合には直ちに原因を追求し必要な措置を講ずる。</p>

<p>21, 共同命令の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては当該数値）に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>※放流水に係るダイオキシン類の排水基準は10pg-TEQ/ℓ</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ記録すること。</p>	<p>1カ年に1回以上の定期的な検査を行い管理用チェックシートにて記録し、廃止まで保存する。</p>
<p>22, 浸出水異常発生時の対応フロー</p>	<p>対応フローシート</p> <pre> graph TD     A[調整槽水位H] --&gt; B[緊急遮断弁閉]     B --&gt; C[汚水処理施設にて処理]     C --&gt; D[調整槽水位L]     D --&gt; E[緊急遮断弁開] </pre>
<p>※いずれも次頁のようなチェックシートを利用し確認を行う。</p>	

地下水等検査項目及び基準値

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	S-4-クロロベンゾル-N,N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)	0.02mg/l以下
ポリクロロネイテッドビフェニル(PCB)	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	ダイオキシシン類	1pg-TEQ/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	電気伝導率	

共同命令に基づく排水基準

検査項目	許容限度	検査項目	許容限度
水素イオン濃度	5.8~8.6	鉛及びその化合物	0.1mg/l以下
生物学的酸素要求量(BOD)	20mg/l	六価クロム及びその化合物	0.5mg/l以下
化学的酸素要求量(COD)	60mg/l	砒素及びその化合物	0.1mg/l以下
浮遊物質(SS)	10mg/l	シアン化合物	1mg/l以下
ノルマルヘキササン	5mg/l	PCB	0.003mg/l以下
抽出物質含有量	30mg/l	有機化合物	1mg/l以下
フェノール類含有量	5mg/l	(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	
銅含有量	3mg/l	トリクロロエチレン	0.3mg/l以下
亜鉛含有量	5mg/l	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下
溶解性鉄含有量	10mg/l	ジクロロメタン	0.2mg/l以下
溶解性マンガン含有量	10mg/l	四塩化炭素	0.02mg/l以下
クロム含有量	2mg/l	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下
フッ素含有量	15mg/l	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup>	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
窒素含有量	60mg/l	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下
リン含有量	16mg/l (日間平均 8)	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	チウラム	0.06mg/l以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	シマジン	0.03mg/l以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下	チオベンカルブ	0.2mg/l以下
ダイオキシシン類	10pg/l以下	ベンゼン	0.1mg/l以下
ほう素及びその化合物	10mg/l以下	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		ふっ素及びその化合物	8mg/l以下
		1lにつき70%性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/l以下	

- BODについての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、CODについての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 窒素含有量及びリン含有量については、環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 「検出されないこと」とは、環境庁長官が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。